

総行行第208号
国総入企第49号
平成18年12月28日

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長

国土交通省総合政策局長

公共工事の入札及び契約の適正化の推進について

公共工事の入札及び契約の適正化については、従来より必要な改善措置を講じるよう要請してきたところであり、特に、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。)が平成13年4月1日に施行されてからは、同法の厳正な運用について要請してきたところです。

また、昨年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号。以下「公共工事品質確保法」という。)や公共工事の入札契約を巡る最近の状況を踏まえ、本年5月に、一般競争入札の拡大及び総合評価方式の拡充等の観点から、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成13年3月9日閣議決定。以下「指針」という。)について所要の改正が行われたところであり、改正された指針(平成18年5月23日閣議決定)に従って、各発注者は公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置を実施することが求められているところです。

これまでの各地方公共団体の入札及び契約の適正化への取り組みにより、全体としてはその改善が見られるものの、今般、入札契約適正化法に基づき行われた、公共工事の各発注者による入札契約適正化法及び指針の措置状況調査の結果(別添参照)によると、同法において各発注者に法律上義務付けられた事項であるにもかかわらず、

一部の地方公共団体においては、未だ措置されていない事項があるとともに、指針において発注者に措置するよう努めることを求めている事項についても、その実施が不十分な事項が見受けられます。

さらに、昨今、入札談合事件が相次いで発生している状況に鑑み、談合等の不正行為の排除の徹底等を図るため、政府の取り組みである「公共調達適正化に向けた取り組みについて」(平成18年2月24日公共調達適正化に関する関係省庁連絡会議)を踏まえ、入札契約の改善に取り組むことが求められているところです。また、全国知事会においても「都道府県の公共調達改革に関する指針(緊急報告)」(平成18年12月18日全国知事会公共調達に関するプロジェクトチーム)を取りまとめたところであり、自主的な取り組みが、一層進むことが期待されることです。

このため、上記調査結果等を踏まえ、各地方公共団体におかれては、入札契約適正化法において義務付けられている措置であって未実施のものについては、可及的速やかに措置を講ずるとともに、同法第18条に基づき、各地方公共団体に対し特に必要があると認められる以下の措置を講ずるよう要請します。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村に対しても、入札及び契約のより一層の適正化が進むよう、本要請の周知徹底をお願いします。

なお、入札及び契約の一層の適正化を進めていくため、都道府県及び政令指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。以下同じ。)においては、平成19年度における入札及び契約の適正化に関する取組方針を今年度内に報告を求めるとし、また、その内容を公表することとしているので、予めご承知置き願います。

記

．今後特に措置を講ずる必要があると認められる事項

1．一般競争入札の拡大

一般競争入札は、不良・不適格業者の参入のおそれがあるとともに、入札契約に係る事務量の増大などの問題もあり、これまで一定規模以上の工事を対象に導入が図られてきたところであるが、公共工事の入札及び契約に関し不正の起きにくいものとするためには、手続の透明性・客観性、競争性が高い入札制度を導入していく必要があり、また、地方自治法令上一般競争入札が原則とされていることから、下記3．の条件整備を図りつつ、できる限り速やかに一般競争入札の導入・適用範囲の拡大を図るものとする。

2．総合評価方式の拡充

公共工物品質確保法第3条に基づき、公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないものとされており、各発注者は、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の導入を図ることが求められていることから、その導入に向けて評価基準や実施要領の整備等円滑な実施に必要な措置を講じること。また、必要に応じて簡易な総合評価方式（過去の同種・類似工事の実績及び成績、配置予定技術者の資格及び経験、災害時の迅速な対応等の地域及び工事の特性に応じた事項等を評価項目として入札参加者の施工能力を簡易に評価する方式）も活用しつつ、当面の実施目標値を設定して着実にその拡大を進めること。特に、都道府県及び政令指定都市においては、平成19年度の実施目標値を積極的に設定されたい。

また、その発注に係る公共工事が専門的な知識又は技術を必要とすることその他の理由により自ら発注関係事務を適切に行うことが困難であると認めるときは、技術提案の評価、監督・検査等における外部機関の活用等に努めること。

なお、総合評価の実施に当たっては、発注者による技術提案の審査及び評価の透明性及び公正性の確保が特に求められることから、インターネットの活用等を通じて総合評価の結果の公表を徹底するほか、工事の特性、規模等に応じて採用した総合評価の方式に合わせて、評価方法、落札者決定等について効率よく学識経験者等の第三者の意見を反映させるための方策を講じること。

3．一般競争入札の拡大及び総合評価方式の拡充の条件整備等

上記の一般競争入札の拡大及び総合評価方式の拡充を進めるに当たっては、不良・不適格業者の参入、経営力に比べた過度な入札参加の増大等の課題や総合評価方式の拡充によって技術提案を審査する発注者の負担の増大に対し適切に対応していくことが非常に重要となることから、例えば、市場機能を活用した入札ボンドの導入や適切な競争参加条件（過去の工事实績及び成績、地域要件等）の設定等、必要な条件整備を適切に講じること。ただし、競争参加条件の設定に当たっては、過度に競争性を低下させることのないように留意するとともに、設定理由の公表に努めるなど、その適正な運用を図ること。

さらに、不良・不適格業者を排除し、適正な施工の確保を図る観点から、工事成績評定、資格審査の強化を図るとともに、工事成績評定の要領の策定、工事成績評定や資格審査のための業務執行体制の充実にも努めること。

4．談合等の不正行為及び発注者の関与の防止の徹底

(1) 公共工事の入札及び契約の事務に携わる職員が談合等の不正行為に関与することはあってはならないことであるが、発注者職員が逮捕・起訴される事件も発生しており、未だ不正行為が後を絶たない状況である。

各地方公共団体においては、このような現状を重く受け止めるとともに、先般改正され、新たに談合に関与した職員への罰則の強化等が盛り込まれた「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」(平成14年法律第101号)の趣旨も踏まえ、各般の措置を総合的に講ずることにより不正行為の防止の徹底に全力を尽くすとともに、不正行為に対しては厳正に対処すること。

(2) このような観点から、それぞれの職員に対し、公共工事の入札及び契約に関する法令等に関する知識を習得させるための教育、研修等を適切に行うとともに、入札及び契約について審査等を行う入札監視委員会等の第三者機関が設置されていない地方公共団体においては、早急に設置するなど、必要な対策の実施に積極的に取り組むこと。

(3) また、入札契約適正化法第10条に基づく公正取引委員会への通知義務を適切に実施するため、談合情報を得た場合の取扱要領(談合情報対応マニュアル)の策定及び公表を推進することと併せて、談合情報対応のための内部での連絡・報告体制を整備し、不正行為の排除の徹底に努めること。

(4) 併せて、工事費内訳書の確認、入札結果の事後的・統計的分析の活用など入札契約過程の監視の強化に必要な取り組みを実施することにも努めること。

5. ダumping受注の防止の徹底

(1) いわゆるダumping受注は、工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等、公共工事の品質確保に支障が生じかねないことに加え、公正な取引秩序を歪め、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を適切に導入・活用し、ダumping受注の排除を徹底すること。

また、低入札価格調査制度の運用に当たっては、適正な施工への懸念がある企業を適切に排除する観点から、それぞれの工事や調査項目を踏まえ、具体的な判断基準(例えば、直接工事費の一定割合に相当する価格等)の設定に努め、当該基準を満たさない入札を失格とする等厳格な運用を図るものとする。

さらに、低入札価格調査制度の調査要領の策定及び公表を推進するとともに、

調査の実績を踏まえた調査基準価格の適宜見直し、調査結果の公表等により、適切な調査の実施と調査結果の有効な活用を図られたい。

- (2) さらに、低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合における措置として、工事費内訳書の提出の徹底や工事の重点監督の実施、さらには建設業許可行政庁が行う下請企業を含めた建設業者への立入調査との連携を図るほか、適正な施工への懸念が認められる場合等には、昨今各発注機関において新たに実施されている、配置技術者の増員の義務付け、履行保証割合の引上げ、入札ボンドの活用、前払金支払割合の引下げ等は、適正な施工の確保や受注企業が工事途中で倒産した場合等の損失の軽減を図るために有効な手段であるとともに、これらを入札公告時にあらかじめ示すことにより、経営状態が悪化している企業の排除が図られ、ひいては工事の確実な履行等を図ることができるものであることから、その導入を積極的に進めること。

6. 予定価格等の適切な公表の徹底

予定価格の公表について、地方公共団体は法令上の制約がないことから、各団体において適切と判断する場合には、国と異なり、事前公表を行うことも可能であるが、入札前に予定価格を公表すると、その価格が目安となって適正な競争が行われにくくなること、建設業者の見積努力を損なわせること、談合が一層容易に行なわれる可能性があること等の弊害が生じうることを踏まえ、事前公表の実施の適否について十分検討した上で、上記弊害が生じることがないように取り扱うものとし、上記弊害が生じた場合には、予定価格の事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うものとする。

また、最低制限価格及び最低制限価格を類推させる予定価格の事前公表についても、最低制限価格と同額での入札による抽選落札を増加させ、適切な積算を行わず入札を行った業者が受注する事態が生じることが特に懸念されることから、最低制限価格等の事前公表を行っている地方公共団体においては、事前公表の実施の適否について十分検討した上で、上記弊害が生じることがないように、入札参加者について適切な積算が行われているかの確認や、品質確保に支障が生じないように監督・検査の徹底等に努めるとともに、上記弊害が生じた場合には、最低制限価格等の事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うこと。

以上の項目を中心とした入札契約の改善のための取り組みを通じて、各企業が技術と経営を磨き、より良い仕事をしたことが次の仕事につながるような「良い循環」を造り、技術と経営に優れた企業が伸びていけるような競争環境の整備に努められたい。

・措置状況調査の結果から引き続き実施を推進することが必要であると認められる事項

1．入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の確保

(1) 入札及び契約に関する情報の一層の公表の推進

競争参加者の経営状況及び施工能力に関する評点又は当該点数と工事成績その他の各発注者による評点の合計点数、等級区分を定めている場合の基準の公表は、入札手続きにおける透明性及び公平性を確保するための基本的な事項であることから、未だこれらの公表を実施していない地方公共団体はできる限り速やかに公表すること。

また、指名競争入札における指名基準の策定・公表については、指名行為に係る発注者の恣意性を排除し、不正行為の未然防止に資するものであることから、指名基準を策定・公表していない地方公共団体は速やかに策定し、公表すること。

なお、入札及び契約に関する情報の公表の際には、入札及び契約に係る透明性の向上を図る観点から、インターネットの活用を積極的に図ること。

(2) 第三者機関等の活用による入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性及び公平性の確保の推進

入札監視委員会等の第三者機関が設置されていない地方公共団体においては、早急に設置すること。なお、市区町村については、各地方公共団体の規模、第三者機関の運営コスト等の実状も踏まえ、複数の地方公共団体による第三者機関の共同設置、地方自治法第195条に規定する監査委員を活用するなど既存の組織を活用すること等により、入札及び契約の透明性の確保と不正行為の排除に積極的に努めること。

(3) 苦情等への適切な対応の推進

入札及び契約に係る透明性を確保し、かつ公正な競争を促進するため、非指名理由の公表を推進するとともに、入札及び契約の過程に係る苦情に対する処理方針の策定及び公表、入札監視委員会等第三者機関の活用など、手続の透明性を一層高め、入札及び契約に係る苦情を中立・公正に処理する仕組みを整備すること。なお、改正された指針においては、建設業者に対する指名停止措置（一般競争入札において一定期間入札参加を認めない措置を含む。以下同じ。）についても新たに苦情処理の対象としていることに留意すること。

2．入札時における工事費内訳書の提出等の促進

入札時における工事費内訳書の提出は、談合、ダンピング等の不正な入札の防止に特に有効であるため、各地方公共団体はこれを早急に実施すること。

なお、技術者の不足等業務執行体制が不十分な地方公共団体は、他の発注者の具体的な活用方法を参考にしつつ、工事費内訳書の有効な活用を図ること。

3．指名停止措置等の適正な運用の徹底

指名停止措置については、入札及び契約に係る不正行為の排除を図る観点から適切に運用されるべきものであり、その恣意性を排除し客観的な実施を担保するため、あらかじめ指名停止基準を策定し公表するとともに、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」及び「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」、さらには「工事請負契約等に係る指名停止措置の適切な運用等について」（平成13年12月13日付け総行第199号・国地契第45号総務省自治行政局行政課長・国土交通省大臣官房地方課長通知。別添参照）を参考に、必要に応じ基準の見直しを行い、その適切な運用に努めること。この際、同通知において、排除勧告応諾（現在は排除措置命令）等の時期を待たずして立ち入り調査や排除勧告（現在は廃止）がなされた時点で指名停止措置を講じることや、未だ指名停止措置要件には該当していないにも拘わらず、指名停止措置要件に該当する疑いがあるという判断のみをもって事実上の指名回避を行い、事業者に対して不利益な取扱いをすることについては、望ましくない運用事例として掲げられていることに十分留意し、慎重に対応すること。

4．適正な施工の確保

(1) 施工体制台帳の写しの発注者への提出等の徹底

適正な施工体制の確保のためには、入札契約適正化法第13条において受注者に提出が義務付けられている施工体制台帳の提出により現場の施工体制を把握し、適切に点検を行うことが重要である。このため、各地方公共団体においては、公共工事の監督・検査の充実と併せて、受注者による施工体制台帳の提出を徹底し、施工体制台帳等の活用マニュアルを参考に適正な施工体制の確保に努めること。

また、施工体系図については、第三者でも現場の施工体制を簡明に確認できるよう適切な掲示を行うとともに、開示請求等に対する施工体制台帳の適切な開示に努めること。

(2) 施工体制把握のための要領、工事の監督・検査の基準の策定及び公表の推進

公共工事の適正な施工を確保するとともに、施工能力の乏しい不良・不適格業者の排除の徹底を図るため、工事の監督・検査の強化を図ることとし、各地方公共団体においては、施工体制把握のための要領、工事の監督・検査基準等の策定及び公表を推進すること。

なお、当該要領を未策定の地方公共団体については、既に策定・公表している他の発注者の要領を参考にしつつ、早急に策定に取り組むとともに、技術者の不足等業務執行体制の整わない場合には監督・検査の外部機関への委託も含め、工事の監督・検査の充実に努めること。

(3) 発注者支援データベースの活用の推進

各地方公共団体においては、発注者支援データベースを積極的に活用し、入札参加者の選定及び落札者の決定に当たって、入札参加者又は落札者が配置を予定している監理技術者の工事現場への専任を的確に確認し、不良・不適格業者の排除を図るとともに、適正な施工体制の確保に努めること。

5. 電子入札の導入等の推進

電子入札は、事務の簡素化や入札に係る費用の低減が図られるとともに、併せて入札公告等の情報をインターネットで公表することにより、競争参加資格を有する者が公共工事の入札に参加しやすくなり、競争性の一層の向上に資するものであることから、可能な限り速やかにその導入に努めること。

なお、電子入札の導入に当たっては、導入に要する地方公共団体の負担増も踏まえ、地方公共団体が入札手続の電子化を計画的かつ円滑に検討することができるよう、国においては交付税措置等の必要な施策を講じているところである。

総行行第199号
国地契第45号
平成13年12月13日

各都道府県、政令指定都市
担 当 部 長 殿

総務省自治行政局行政課長

国土交通省大臣官房地方課長
(中央公共工事契約制度運用連絡協議会事務局)

工事請負契約等に係る指名停止措置の適切な運用等について

工事請負契約等に係る指名停止措置については、入札・契約に係る不正行為の排除の徹底を図る観点から厳正に行われるべきものであり、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）」に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）」において、「指名停止については、その恣意性を排除し客観的な実施を担保するため、各省各庁の長等（地方公共団体の長を含む。）は、あらかじめ、指名停止基準を策定し、これを公表するものとする。」とされているところです。

中央省庁等の各発注機関が所掌する工事等の請負契約に係る指名停止措置の運用については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」（昭和59年3月23日採択。以下「中央公契連指名停止モデル」という。）及び「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」（平成6年4月20日採択。以下「運用申合せ」という。）に定められており、各発注者はこれらに基づき適切な運用を図っているところです。

貴都道府県及び政令指定都市におかれても、中央公契連指名停止モデル及び運用申合せを参考として策定された指名停止基準に基づき指名停止措置を運用されているものと思慮されますが、中央公契連指名停止モデル及び運用申合せの内容に照らしたときに、望ましくないと思われる指名停止措置を講じている場合が散見されるところです。

つきましては、再度別添のとおり中央公契連指名停止モデル及び運用申合せを送付しますので、これらを参考に指名停止措置の適切な運用に配慮されるようお願いいたします。

また、参考までに、「(別紙) 中央公契連指名停止モデルに照らして望ましくない指名停止措置運用事例」も併せて送付しますので、これにも十分御留意願います。

なお、貴管内市町村に対しても、速やかにこの旨を周知徹底されるようお願いいたします。

(別紙)

中央公契連指名停止モデルに照らして望ましくない指名停止措置運用事例

1. 一事不再理の原則（二重処罰の禁止）の考え方に反する事例

- ① 虚偽記載、自発注粗雑工事、契約違反、自発注工事事故において発注者の調査により指名停止措置を講じたが、後に同事案で現場代理人等の逮捕、公訴提起又は行政処分等が行われた際に、新たな悪質性が認定されないにも拘わらず（認定された場合は中央公契連指名停止モデル第3第5項により期間変更）、再度の指名停止措置を講ずること（中央公契連指名停止モデル別表第1第1号、第2号、第4号、第5号及び第7号関係並びに運用申合せ記5の二関係）。
- ② 逮捕又は公訴提起がなされ指名停止措置を講じた場合で、判決が確定した際に再度の指名停止措置を講ずること（中央公契連指名停止モデル別表第2第1号～第4号、第7号、第8号及び第10号関係並びに運用申合せ記5の二のロ、5の三及び6の七のイ関係）。
- ③ 独占禁止法違反事件において、排除勧告応諾等の時期に指名停止措置を講じているにも拘わらず、審決が確定した段階で再度の指名停止措置を講ずること（中央公契連指名停止モデル別表第2第5号及び第6号関係並びに運用申合せ記6の三及び四関係）。

2. 指名停止措置を講じる時期等が問題となる事例

- ① 逮捕又は公訴提起が指名停止措置要件となっている場合で、逮捕又は公訴提起がなされていないにも拘わらず、書類送検がなされた段階で指名停止措置を講ずること（中央公契連指名停止モデル別表第2第1号～第4号、第7号、第8号及び第10号関係並びに運用申合せ記5の二のロ、5の三及び6の七のイ関係）。
- ② 一般工事（他発注）事故における指名停止措置要件は、原則、現場代理人等の刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑による逮捕又は公訴提起であるが、現場代理人等の逮捕又は公訴提起がなされていないにも拘わらず、独自の判断で指名停止措置を講ずること（中央公契連指名停止モデル別表第1第6号及び第8号並びに運用申合せ記5の三関係）。

- ③ 独占禁止法違反事件において、排除勧告応諾等の時期を待たずして立ち入り調査や排除勧告がなされた時点で指名停止措置を講じること（中央公契連指名停止モデル別表第2第5号及び第6号関係並びに運用申合せ記6の三及び四関係）。
- ④ 独占禁止法違反被疑事件において、公正取引委員会から同法違反の疑いがあるとして警告のみが発出されたにも拘わらず、指名停止措置を講じること（中央公契連指名停止モデル別表第2第5号及び第6号関係並びに運用申合せ記6の三及び四関係）。
- ⑤ 代表役員等の逮捕、公訴提起等が指名停止措置要件となっている場合で、代表役員等の逮捕、公訴提起等が行われていないにもかかわらず、不正行為等をした疑いがあるという新聞報道等のみを判断基準として、指名停止措置を講じること。

3. その他

- ① 短期加重措置要件に該当しないにも拘わらず、短期加重措置を講じること（中央公契連指名停止モデル第3第2項並びに運用申合せ記2の三及び3関係）。
- ② 不起訴処分が確定したにも拘わらず指名停止措置を解除しないこと（中央公契連指名停止モデル第3第6項関係）。
- ③ 未だ指名停止措置要件には該当していないにも拘わらず、指名停止措置要件に該当する疑いがあるという判断のみをもって事実上の指名回避を行い、事業者に対して不利益な取扱いをすること（中央公契連指名停止モデル第1第1項関係）。

入札契約適正化法義務付け事項の実施率別地方公共団体数の分布

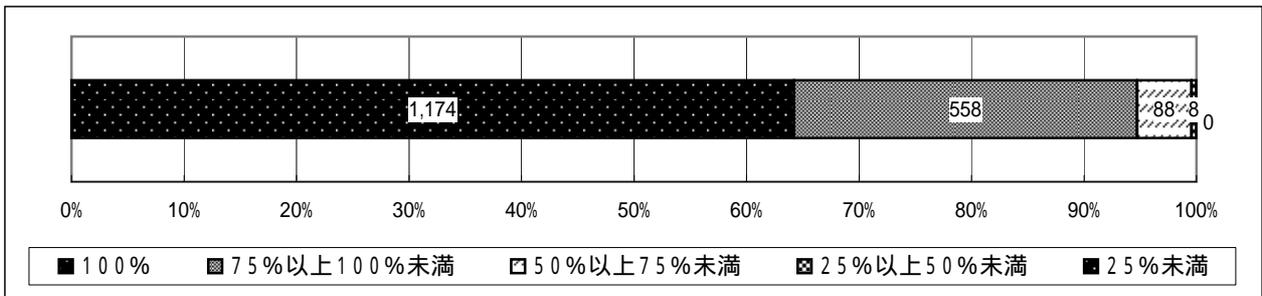
(平成18年4月1日現在)

	入札契約適正化法 義務付け事項実施率	人口5万人以上の 地方公共団体数	人口5万人未満の 地方公共団体数	合 計
完全実施	100%	477 (86.7)	697 (54.5)	1,174 (64.2)
一部 未実施	75%以上100%未満	67 (12.2)	491 (38.4)	558 (30.5)
	50%以上75%未満	6 (1.1)	82 (6.4)	88 (4.8)
	25%以上50%未満	0 (0.0)	8 (0.6)	8 (0.4)
	25%未満	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	合 計	550	1,278	1,828

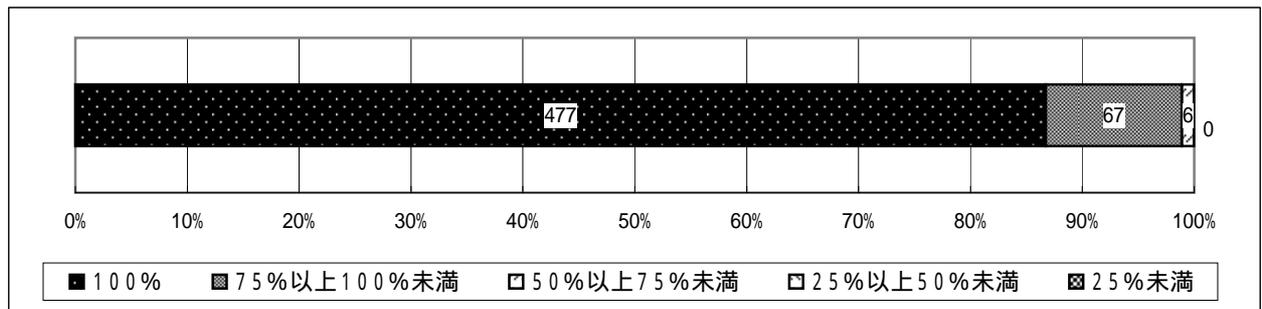
注1) 都道府県及び政令指定都市を除く

注2) ()書きは%表示

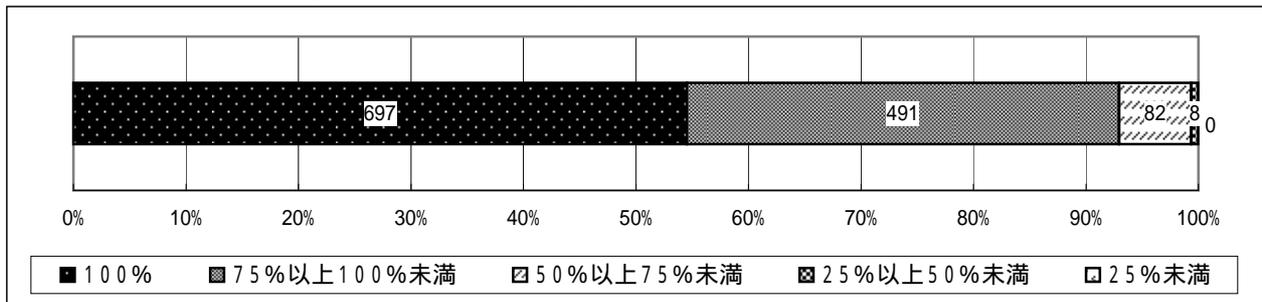
地方公共団体の実施率毎の分布



人口5万人以上の地方公共団体の実施率毎の分布



人口5万人未満の地方公共団体の実施率毎の分布



市区町村における入札契約適正化法の義務付け事項の実施状況(平成18年4月1日現在)

都道府県	調査対象 団体数	完全実施 団体数	完全実施 している 団体の割合	完全実施さ れていない 団体数	人口5万人以上の市区のうち義務付け事項が完全には実施されていない団体
北海道	179	108	60.3%	71	岩見沢市
青森県	40	22	55.0%	18	なし
岩手県	35	29	82.9%	6	北上市
宮城県	35	26	74.3%	9	名取市、登米市
秋田県	25	19	76.0%	6	なし
山形県	35	30	85.7%	5	なし
福島県	61	31	50.8%	30	伊達市
茨城県	44	27	61.4%	17	水戸市、常総市、牛久市、守谷市、那珂市、筑西市、坂東市、神栖市
栃木県	33	28	84.8%	5	なし
群馬県	39	21	53.8%	18	館林市、富岡市、安中市
埼玉県	70	51	72.9%	19	行田市、加須市、羽生市
千葉県	55	48	87.3%	7	富津市
東京都(市)	39	27	69.2%	12	八王子市、羽村市
東京都(区)	23	17	73.9%	6	千代田区、大田区、豊島区、板橋区、練馬区、葛飾区
神奈川県	33	26	78.8%	7	伊勢原市
新潟県	35	24	68.6%	11	なし
富山県	15	12	80.0%	3	なし
石川県	19	5	26.3%	14	白山市
福井県	17	6	35.3%	11	越前市、坂井市
山梨県	29	18	62.1%	11	南アルプス市、甲斐市
長野県	81	59	72.8%	22	なし
岐阜県	42	26	61.9%	16	大垣市
静岡県	41	31	75.6%	10	袋井市
愛知県	62	35	56.5%	27	碧南市、常滑市、小牧市、知立市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市
三重県	29	17	58.6%	12	伊賀市
滋賀県	26	15	57.7%	11	湖南市
京都府	27	19	70.4%	8	舞鶴市
大阪府	41	37	90.2%	4	柏原市、羽曳野市、高石市
兵庫県	40	29	72.5%	11	淡路市
奈良県	39	21	53.8%	18	なし
和歌山県	30	21	70.0%	9	和歌山市、海南市、岩出市
鳥取県	19	10	52.6%	9	なし
島根県	21	12	57.1%	9	松江市
岡山県	29	8	27.6%	21	津山市、玉野市、総社市、真庭市
広島県	22	13	59.1%	9	福山市、三次市
山口県	22	15	68.2%	7	なし
徳島県	24	13	54.2%	11	なし
香川県	17	12	70.6%	5	丸亀市
愛媛県	20	10	50.0%	10	西条市、四国中央市
高知県	35	19	54.3%	16	なし
福岡県	67	30	44.8%	37	久留米市、前原市、朝倉市
佐賀県	23	13	56.5%	10	なし
長崎県	23	16	69.6%	7	南島原市
熊本県	48	29	60.4%	19	玉名市、合志市
大分県	18	17	94.4%	1	なし
宮崎県	31	18	58.1%	13	なし
鹿児島県	49	30	61.2%	19	なし
沖縄県	41	24	58.5%	17	浦添市、うるま市、宮古島市
合計	1,828	1,174	64.2%	654	以上 73団体